

日の出町 町会規約

(名称・事務所)

第1条 この会は、日の出町会（以下「本会」という）と称し、主たる事務所を会長宅に置く。

(会員・組織)

第2条 本会は、日の出町に居住する世帯を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と、会員の健康と福祉の増進を図ることに努め、以って安全・安心で住みよい町会づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) 健康および福祉の増進に関する事業
- (3) 資源ごみの回収、ごみの分別収集、ごみの減量化等に関する事業
- (4) 防災、防犯、および交通安全に関する事業
- (5) 地域の美化に関する事業
- (6) 関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- (7) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(会員の入退会)

第5条 本会への会員の入会及び退会については、随時可能とする。

(会費)

第6条 本会の会員会費は年会費とし、その額は総会において定める。

ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。

また、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 班長役員 | 数名(班の数分だけ) |

(役員を選任等)

第8条 会長、副会長、会計、理事、監事は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と会長、副会長、会計及び理事は、相互に兼任できない。

3 班長役員は、各班の班長がこれにあたる。

4 役員（班長役員を除く）には手当を供することとし、その金額は総会において決定する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の財産の管理及び会計事務を担当する。
- 4 理事は、本会の会計・監査業務を除く庶務全般を担当する。
- 5 監事は、財産の状況および事務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員任期)

第10条 班長役員以外の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

- 2 班には班長を置き、班長は原則として輪番制とし、その任期は1年とする。
- 3 班長は、役員会における班長役員となる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および三役会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第13条 会議における議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回4月に定時総会を開催する。

また、会員の3分の1以上の申し出があったときには臨時総会を開催できる。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3) 規約の制定及び変更
 - (4) 役員を選任(班長役員は除く)
 - (5) その他必要と認める重要事項

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他会務の執行に関する事項

(三役会)

第17条 三役会は、会長・副会長・会計をもって構成する。三役会では、役員会に諮る事項の立案について検討する。

- 2 行事の準備・運営に関わる立案の時は、理事も加わるものとする。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

この規約は令和4年4月2日から施行する。

昭和58年4月1日に制定された「日の出町 町会会則」は、廃止する。

令和7年4月5日一部改定。

慶弔（慰）規定（改正案）

第1条 本規定は、日の出町会の会員世帯に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

(1) 著しい火災または、風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ見舞金をおくる。

(2) 会員及び世帯員死亡の場合、3000円の香典をおくる。

(3) 町会長、副会長、会計、理事、監事の交替にあたり、次年度にそのいずれにも選任されなかった場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

附則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和4年4月2日一部改定。

令和7年4月5日一部改定。